BTMU（China）実務･制度ニュースレター **2016 年 9 月 7 日 第 177 期**

国務院 自由貿易試験区において 行政法規、国務院文書および国務院より批准された部門規定を 暫定的に調整することに関する決定

中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室

2016 年 7 月 19 日、国務院は「自由貿易試験区において行政法規、国務院文書および国務院より批准された部門規定を暫定的に調整することに関する決定」（国発[2016]41 号、以下を「41 号通知」）を公布しました。上海・天津・広東・福建の 4 つの自由貿易試験区（自貿区）において、改革開放措置を円滑に実施するため、自由貿易試験区における「中華人民共和国 外資企業法実施細則」など 18 部の行政法規、「国務院投資体制改革に関する決定」など 4 件の国務院文書、「外商投資産業指導目録（2015 年改定）」など 4 件の国務院が批准した部門規定を一時的に調整することを決定しました。

1. 政策の背景

2013 年 9 月、上海自貿区が正式に設立したことを受け、自由貿易試験区における外資参入審査制度の改革を支援すべく、全国人民大会常務委員会が国務院に授権し、上海自貿区における「外資企業法」、「中外合弁経営企業法」、「中外合作経営企業法」（以下「三資企業法」）に定められている外資参入に関する行政審査を調整し、備案（届出）制としました。

国務院、各部委によって制定された行政法規、部門規定、規範性文書の中に外資審査の規定が散在しているため、2013 年 12 月、国務院は「中国（上海）自由貿易試験区において関連行政法規および国務院文書より規定される行政審査、批准、参入特別管理措置の決定を一時的に調整することに関する決定」（国発[2013]51 号）を公布し、立法権限内で制定される行政法規、その他の関連文書規定が自貿区において適用可能であることを明確化し、外資審査体制改革の法律面でのハードルを更に取り除きました。

2014 年 12 月、更に改革を深化し、開放を拡大させるため、全国人民大会常務委員会は天津、広東、福建自貿区および上海自貿区拡大エリアにおいて「三資企業法」、「台湾同胞投資保障法」に関わる行政審査要求を一時的に調整しました。2013 年 3 月 1 日から 3 年間、本調整を試行することを決定し、自貿区の改革開放が更に拡大することになりました。

その後、国務院弁公庁および商務部より、4 つの自貿区に適用される 2015 年版の「ネガティブリスト」（国弁発[2015]23 号）、「自由貿易試験区外商投資備案管理弁法（試行）」（商務部公告 2015 年第 12 号）が公布されました。しかしながら、自貿区内における「三資企業法」の実施細則等、行政法規・国務院文書の適用問題が明確化されておらず、混乱が生じていました。今回の 41 号通知は自貿区において適用される法律・政策を整理した上で、審査制度改革と実際の法令の間の矛盾を解決するものです。

【図表 1】自由貿易試験区における外資参入政策の推移

上海自貿区成立	全人大常務委員会 上海自貿区において関連法律に規定される行政審査の一時的な調整を国務院に授権する決定 2013.08.30	上海自貿区正式に成立 2013.09.27	上海市政府 2013 版 ネガティブリスト 2013.09.29	国務院 関連行政法規、国務院文書に規定される行政審査・批准・参入特別管理措置の決定を一時的に調整する決定 国発[2013]51 号 2013.12.21	上海市政府 2014 版 ネガティブリスト 2014.06.30

自貿区拡大地域	4 つの自貿区において関連法律に規定される行政審査の一時的な調整を国務院に授権する決定 2014.12.28	広東、天津、福建自貿区正式成立 上海自貿区拡大エリア正式発表 2015.04.01	国務院弁公庁 2015 版 ネガティブリスト 2015.04.08	商務部 外商投資備案（届出）管理方法 2015.04.08	行政法規、国務院文書および国務院より批准された部門規定を一時的に調整する決定 国発[2016]41 号 （本通知）

2. 政策の内容

今回の政策調整は具体的には以下 3 つの内容を含んでいます。①ネガティブリスト以外の分野における審査・批准手続きを一時的に備案制に変更、②一部分野において外資の持分制限と参入条件を緩和、③一部分野において外商独資制限を取消。詳細は下記図表をご参照下さい。

【図表 2】重点内容の概要

ネガティブリスト以外の分野における審査・批准手続を一時的に停止

外資企業関連

- ■ 外商投資プロジェクトの審査（国内投資プロジェクトに対して認可を保留するものを除く）
- ■ 外資企業の設立、分割、合併あるいはその他の原因による、資本の重大な変動（登録資本金の減少、増加、譲渡）
- ■ 財産または権益の対外的な抵当、譲渡
- ■ 外国側投資者の出資方式
- ■ 経営期限
- ■ 終了

中外合弁経営企業関連

- ■ 設立、持分譲渡、登録資本金の増加・減少、経営期限、企業解散
- ■ 外国側合弁当事者の出資方式

中外合作経営企業関連

- ■ 設立、登録資本金の減少、合作期限の延長、解散
- ■ 協議、契約、定款の重大な変更
- ■ 合作企業契約における権利譲渡
- ■ 委託経営管理契約
- ■ 外国側合作当事者の投資の先行回収

台湾同胞企業関連

- ■ 台湾同胞投資企業の設立

ネガティブリスト以外の分野における、外資持分制限および資格条件緩和
■ 農作物の新品種の選択育成および種子の生産（遺伝子組換えを除く）に従事する合作企業に対し、大陸側の持分支配要求を一時的に停止（ただし台湾独資は不可）
■ 外資が合弁、合作の形式で公共国際船舶代理業務に従事する場合、外国側の持分比率を 51%まで条件緩和
■ 合資、合作の形式で国際船舶運送に従事する事業の外国側出資比率・投資比率の規制緩和
■ 外資が投資する汎用航空機整備業における中国側持分支配制限が停止
■ 外資が鉄鋼業界に投資する場合、独資可能、かつ資格要求を一時的に停止
■ 直販企業の設立要求が緩和、海外において直販活動の経験ありという条件を一時的に停止

外商独資制限の取消
■ 坑内ガスの利用
■ 自動車電子バス型ネットワーク技術、電動パワーステアリングシステム電子制御機器の製造と研究開発
■ エネルギー型動力電池の製造
■ 一部の軌道交通運送設備の開発、設計、製造
■ 総合水利ターミナルの建設、経営
■ 大豆油、菜種油、ピーナッツ油など食用油脂の加工
■ バイオ液体燃料の生産
■ 外国投資者・台湾投資者による公演マネジメント機構設立（所在省市内のサービス提供に限定）
■ 国際船舶管理、国際海運貨物の積卸、国際海運コンテナステーション、ヤード企業および国際船舶運送企業（国際海上船舶運送業務）の設立
■ 航空運輸販売代理企業、航空貨物運輸・倉庫貯蔵、地上サービス、航空食品、駐車場のプロジェクト
■ 娯楽施設の設立（自貿区内のサービス提供のみ）
■ 登録条件に合致する外商投資旅行社による中国大陸居住者の海外旅行業務（台湾を除く）
■ オートバイの生産
■ 鉄鋼生産企業の設立
■ ガソリンスタンドの建設・経営

※上記施策の展開エリアについては、後述のリストをご参照下さい

3. 企業への影響

自貿区における一部の外資参入規制を更に開放する今回の政策は、外資企業による自貿区への投資活動を奨励するものです。オートバイの独資生産、鉄鋼生産企業の独資設立解禁をはじめ、多くの規制緩和を実現しており、自貿区の更なる発展が期待されます。

自貿区に企業登録する際、投資範囲がネガティブリストに含まれるかどうかを確認するとともに、「外商投資産業指導目録」(2015 年版が最新) および本通知も参照していただければ、外資参入のハードル、要件をより正確に把握して頂けるものと思われます。

自由貿易試験区で展開される試行政策は、試行が実施された後、全国へ拡大される傾向もあることから、引続き自貿区の関連情報を注視し、随時情報展開させて頂きます。

以上

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
国务院 **关于在自由贸易试验区暂时调整** **有关行政法规、国务院文件和经国务院批准的部门规章规定的决定** 国发〔2016〕41号	**国務院** **自由貿易試験区において行政法規、国務院文書および国務院より批准された部門規定を暫定的に調整することに関する決定** 国発〔2016〕41号
各省、自治区、直辖市人民政府，国务院各部委、各直属机构： 为保障自由贸易试验区有关改革开放措施依法顺利实施，根据《全国人民代表大会常务委员会关于授权国务院在中国（广东）自由贸易试验区、中国（天津）自由贸易试验区、中国（福建）自由贸易试验区以及中国（上海）自由贸易试验区扩展区域暂时调整有关法律规定的行政审批的决定》，以及《中国（广东）自由贸易试验区总体方案》、《中国（天津）自由贸易试验区总体方案》、《中国（福建）自由贸易试验区总体方案》和《进一步深化中国（上海）自由贸易试验区改革开放方案》，国务院决定，在自由贸易试验区暂时调整《中华人民共和国外资企业法实施细则》等18部行政法规、《国务院关于投资体制改革的决定》等4件国务院文件、《外商投资产业指导目录（2015年修订）》等4件经国务院批准的部门规章的有关规定（目录附后）。	各省、自治区、直轄市人民政府、国務院各部委、各直属機構： 自由貿易区における改革開放措置の円滑な実施を推進するため、「全国人民代表大会常務委員会　中国（広東）自由貿易試験区、中国（天津）自由貿易試験区、中国（福建）自由貿易試験区および中国（上海）自由貿易試験区拡大区域において関連法律が規定した行政審査・批准の一時的調整を国務院に授権することについての決定」、および「中国（広東）自由貿易試験区全体方案」、「中国（天津）自由貿易試験区全体方案」、「中国（福建）自由貿易試験区全体方案」、「中国（上海）自由貿易試験区改革を更に深化させる開放法案」に基づき、国務院は、自由貿易試験区における「中華人民共和国　外資企業法実施細則」など 18 部の行政法規、「国務院　投資体制改革に関する決定」など 4 件の国務院文書、「外商投資産業指導目録（2015 年改定）」など 4 件の国務院に批准された部門規定を一時的に調整することを決定した（リストは文末に掲載）。
国务院有关部门和天津市、上海市、福建省、广东省人民政府要根据上述调整情况，及时对本部门、本省市制定的规章和规范性文件作相应调整，建立与试点要求相适应的管理制度。 根据自由贸易试验区改革开放措施的试验情况，本决定内容适时进行调整。 附件：国务院决定在自由贸易试验区暂时调整有关行政法规、国务院文件和经国务院批准的部门规章规定目录 国务院 2016 年 7 月 1 日	国務院関連部門および天津市、上海市、福建省、広東省人民政府は上述の調整に従い、遅滞無く本部門、本省市より制定される規定および規範性文書を調整し、試行要求に合致する管理方法を構築する。 自由貿易試験区における改革開放措置の試行状況に基づいて、本決定内容は適時調整する。 附属資料：国務院　自由貿易試験区において暫定的に調整される関連行政法規、国務院文書および国務院に批准された部門規則のリスト 国務院 2016 年 7 月 1 日

項目	関連行政法規・国務院文書および国務院が批准した規章規定	調整状況	実施範囲
1	1.『外商投資方向指導規定』 第12 条第1 項の関連規定 現行の審査・批准権限に基づき、外商投資プロジェクトはプロジェクトの性質に基づいてそれぞれ発展計画部門および経済・貿易部門により審査・批准、届出する。 2.『外国企業または個人による中国国内でのパートナーシップ企業設立管理弁法』第13 条 外国企業または個人が中国国内において設立するパートナーシップ企業が政府の認可を経なければならない投資プロジェクトに係わる場合、国家の関連規定に基づき投資プロジェクトの認可手続を行うこと。 3.『国務院による投資体制改革に関する決定』(国発[2004]20 号)第2 部分第2 項の関連規定外商投資プロジェクトについて、政府は市場参入、資本項目管理等の方面からも認可を行わなければならない。 4. 『国務院による外資利用業務をより一層遂行することに関する若干の意見』（国発[2010] 9 号）第4 部分第16 項の関連規定『外商投資産業指導目録』における投資総額（増資を含む）が3 億米ドル以下の奨励類、許可類プロジェクトは、『政府認可の投資プロジェクト目録』が国務院の関連部門による認可の必要を規定している場合を除き、地方政府の関連部門が認可する。	ネガティブリスト以外の領域において、外商投資プロジェクトの認可（国務院が国内投資プロジェクトに対して認可を保留すると規定しているものを除く）を一時的に停止し、届出管理へ改訂	広東・天津・福建自由貿易試験区、上海自由貿易試験区拡張区域
2	『政府認可の投資プロジェクト目録（2014 年版）』 11. 外商投資 『外商投資産業指導目録』において中国側持分支配（相対持分支配を含む）要求のある投資総額（増資を含む）10 億米ドルおよびそれ以上の奨励類プロジェクト、投資総額（増資を含む）1 億米ドルおよびそれ以上の制限類（不動産を含まず）プロジェクトは、国務院投資主管部門が認可し、このうち投資総額（増資を含む）20 億米ドルおよびそれ以上のプロジェクトは国務院に報告して届出する。『外商投資産業指導目録』制限類における不動産プロジェクトおよび投資総額（増資を含む）が1 億米ドルを下回るその他の制限類プロジェクトは、省級政府が認可する。『外商投資産業指導目録』において中国側持分支配（相対持分支配を含む）要求のある投資総額（増資を含む）が10億米ドルを下回る奨励類プロジェクトは、地方政府が認可する。	ネガティブリスト以外の領域において、外商投資プロジェクトの認可（国務院が国内投資プロジェクトに対して認可を保留すると規定しているものを除く）を一時的に停止し、届出管理へ改訂	上海・広東・天津・福建自由貿易試験区
3	1.『中華人民共和国外資企業法実施細則』 第7 条 外資企業設立の申請は、中華人民共和国対外貿易経済合作部（以下、「対外貿易経済合作部」という）による審査・批准の後、批准証書を発給する。外資企業設立の申請が以下の状況に属する場合、国務院が授権する省、自治区、直轄市および計画単列市、経済特区の人民政府が審査・批准した後、批准証書を発給する。（1）投資総額が国務院の規定する投資審査・批准権限以内である場合、（2）国家による原材料の割当を必要とせず、エネルギー、交通運輸、対外貿易輸出割当額等の全国的な総合バランスに影響しない場合。省、自治区、直轄市および計画単列市、経済特区の人民政府は国務院が授権した範囲内で外資企業の設立を批准し、批准後15 日以内に対外貿易経済合作部に報告して届け出なければならない（対外貿易経済合作部および省、自治区、直轄市および計画単列市、経済特区の人民政府は、以下「審査・批准機関」という）。第16 条 外資企業の定款は、審査・批准機関の批准を経た後、発効し、修正時も同じとする。 2.『外商投資方向指導規定』 第12 条第1 項の関連規定外商投資企業の契約、定款は、対外	ネガティブリスト以外の領域において、外資企業設立の審査・批准の実施を一時的に停止し、届出管理へ改訂	広東・天津・福建自由貿易試験区、上海自由貿易試験区拡張区域

	経済貿易部門が審査・批准、届出する。このうち、制限類の限度額以下の外商投資プロジェクトは、省、自治区、直轄市および計画単列市における人民政府の相応の主管部門が審査・批准し、同時に上級主管部門および業界主管部門に報告して届け出し、この類のプロジェクトの審査・批准権を委譲してはならない。サービス貿易領域で徐々に開放する外商投資プロジェクトに属する場合、国家の関連規定に基づき審査・批准する。 3.『国務院による外資利用業務をより一層遂行することに関する若干の意見』(国発[2010] 9 号) 第4 部分第16 項の関連規定サービス業領域の外商投資企業の設立（金融、電信サービスを除く）は、地方政府が関連規定に基づき審査・批准を行う。		
4	『中華人民共和国外資企業法実施細則』 第17 条 外資企業の分割、合併またはその他の原因による資本の重大な変動発生は、審査・批准機関の批准を経なければならず、合わせて中国の登録会計士を招聘して検証し出資金払込検査報告を発行しなければならない。審査・批准機関の批准を経た後、工商行政管理機関で変更登記手続を行う。	ネガティブリスト以外の領域において、外資企業の分割、合併またはその他の原因により資本に重大な変動が発生した場合の審査・批准の実施を一時的に停止し、届出管理へ改訂	広東・天津・福建自由貿易試験区、上海自由貿易試験区拡張区域
5	『中華人民共和国外資企業法実施細則』 第21条 外資企業は経営期間内にその登録資本金を減少させてはならない。ただし、投資総額および生産経営規模等の変化発生により、確かに減少が必要な場合、審査・批准機関の批准を経なければならない。 第22 条 外資企業の登録資本金の増加、譲渡は、審査・批准機関の批准を経なければならず、合わせて工商行政管理機関で変更登記手続を行う。	ネガティブリスト以外の領域において、外資企業の登録資本金の減少、増加、譲渡の審査・批准を一時的に停止し、届出管理へ改訂	広東・天津・福建自由貿易試験区、上海自由貿易試験区拡張区域
6	『中華人民共和国外資企業法実施細則』第23 条 外資企業がその財産または権益を対外的に抵当、譲渡する場合、審査・批准機関の批准を経て工商行政管理機関に届け出なければならない。	ネガティブリスト以外の領域において、外資企業の財産または権益を対外的に抵当、譲渡する場合の審査・批准の実施を一時的に停止し、届出管理へ改訂	広東・天津・福建自由貿易試験区、上海自由貿易試験区拡張区域
7	『中華人民共和国外資企業法実施細則』第25条第2 項 審査・批准機関の批准を経て、外国投資家はその中国国内で開設したその他の外商投資企業から獲得した人民元利潤を用いて出資することができる。	ネガティブリスト以外の領域において、外国投資家の出資方式の審査・批准の実施を一時的に停止し、届出管理へ改訂	広東・天津・福建自由貿易試験区、上海自由貿易試験区拡張区域
8	『中華人民共和国外資企業法実施細則』 第38 条 外資企業の土地使用年限は、批准を経た当該外資企業の経営期限と同様とする。 第68 条 外資企業の経営期限は、異なる業界および企業の具体的状況に基づき、外国投資家が外資企業設立の申請書において定め、審査・批准機関の批准を経なければならない。 第69 条第2 項 外資企業の経営期限が満了し経営期限を延長する必要がある場合、経営期限満了の180 日前に審査・批准機関に経営期限延長の申請書を送付しなければならない。審査・批准機関は、申請書を受け取った日から30 日以内に批准または批准しないことを決定しなければならない。	ネガティブリスト以外の領域において、外資企業の経営期限の審査・批准の実施を一時的に停止し、届出管理へ改訂	広東・天津・福建自由貿易試験区、上海自由貿易試験区拡張区域

9	『中華人民共和国外資企業法実施細則』第70 条第2 項 外資企業に前項第(2)、(3)、(4)項に列挙する状況が存在する場合、自ら終了申請書を提出し、審査・批准機関に報告して認可されなければならない。審査・批准機関が認可を下した期日を企業の終了期日とする。 第71 条 外資企業が本実施細則第70 条第(1)、(2)、(3)、(6)項の規定に基づき終了する場合、終了の日から15 日以内に対外公告して債権者に通知し、合わせて終了公告公布の日から15 日以内に、清算手順、原則および清算委員会の人選を提出し、審査・批准機関に報告して審査・確認された後、清算を行わなければならない。	ネガティブリスト以外の領域において、外資企業の終了の認可を一時的に停止し、届出管理へ改訂	広東・天津・福建自由貿易試験区、上海自由貿易試験区拡張区域
10	1.『中華人民共和国中外合弁経営企業法実施条例』 第6第1項、第2項、第3項 中国国内で設立する合弁企業は、中華人民共和国対外貿易経済合作部（以下「対外貿易経済合作部」という）の審査・批准を経なければならない。批准後、対外貿易経済合作部は批准証書を発給する。以下の条件を備えている場合、国務院は省、自治区、直轄市の人民政府もしくは国務院の関連部門に授権して審査・批准する。 （1）投資総額が国務院の規定する投資審査・批准権限以内で、中国側合弁者の資金の出所がすでに具体化している場合、 （2）国家による原材料の割当が必要なく、燃料、動力、交通運輸、対外貿易輸出割当額等の方面の全国的なバランスに影響しない場合。前項に基づき批准・設立した合弁企業は、対外貿易経済合作部に報告して届け出なければならない。第14条 合弁企業の協議、契約および定款は、審査・批准機構の批准を経た後、発効し、その改正も同じくする。 2.『外商投資方向指導規定』第12 条第1 項の関連規定 外商投資企業の契約、定款は、対外経済貿易部門が審査・批准、届出をする。このうち、制限類の限度額以下の外商投資プロジェクトは、省、自治区、直轄市および計画単列市人民政府の相応する主管部門が審査・批准し、同時に上級主管部門および業界主管部門に報告して届け出、この類のプロジェクトの審査・批准権を委譲してはならない。サービス貿易の領域で徐々に開放する外商投資プロジェクトに属する場合、国家の関連規定に基づき審査・批准する。 3.『国務院による外資利用業務をより一層遂行することに関する若干の意見』（国発[2010] 9 号）第4 部分第16 項の関連規定 サービス業の領域における外商投資企業の設立（金融、電信サービスを除く）は、地方政府が関連規定に基づき審査・批准を行う。	ネガティブリスト以外の領域において、中外合弁経営企業設立の審査・批准の実施を一時的に停止し、届出管理へ改訂	広東・天津・福建自由貿易試験区、上海自由貿易試験区拡張区域
11	『中華人民共和国中外合弁経営企業法実施条例』第20条第1項 合弁当事者の一方が第三者にその持分の全部もしくは一部を譲渡する場合、他の合弁当事者の同意を経て、合わせて審査・批准機構に報告して批准され、登記管理機構で変更登記手続を行わなければならない。	ネガティブリスト以外の領域において、中外合弁経営企業の持分譲渡の審査・批准の実施を一時的に停止し、届出管理へ改訂	広東・天津・福建自由貿易試験区、上海自由貿易試験区拡張区域
12	『中華人民共和国中外合弁経営企業法実施条例』第19条 合弁企業は、合弁期間内にその登録資本金を減少させてはならない。投資総額および生産経営規模等の変化発生により、確かに減少が必要な場合、審査・批准機構の批准を経なければならない。第21 条 合弁企業の登録資本金の増加、減少は、董事会の会議で可決し、審査・批准機構に報告して批准され、登記管理機構で変更登記手続を行わなければならない。	ネガティブリスト以外の領域において、中外合弁経営企業の登録資本金における増加、減少の審査・批准の実施を一時的に停止し、届出管理へ改訂	広東・天津・福建自由貿易試験区、上海自由貿易試験区拡張区域

13	『中華人民共和国中外合弁経営企業法実施条例』第27条 外国側合弁当事者が出資とする機器設備もしくはその他の材料、工業所有権もしくは専有技術は、審査・批准機構の批准を経なければならない。	ネガティブリスト以外の領域において、外国側合弁当事者の出資方式の審査・批准の実施を一時的に停止し、届出管理へ改訂	広東・天津・福建自由貿易試験区、上海自由貿易試験区拡張区域
14	『中外合弁経営企業合弁期限暫定規定』第4条 合弁各当事者が合弁契約において合弁期限を約定しない合弁企業は、国家規定の審査・批准権限および手順に基づき審査・批准する。対外経済貿易部が直接、審査・批准する場合を除き、その他の審査・批准機関は批准後30日以内に対外経済貿易部に報告して届け出なければならない。 第6条第1項 本規定施行の前にすでに批准設立した合弁企業は、批准された合弁契約に約定した期限に基づき執行するが、本規定第3 条の規定以外の合弁企業に属し、各合弁当事者が一致して合弁契約における合弁期限条項を合弁期限を約定しないものに改定することに同意した場合、各合弁当事者は理由を申告し、合弁契約の改定協議を締結し、合わせて申請を提出し、もとの審査・批准機関に報告して審査されなければならない。	ネガティブリスト以外の領域において、中外合弁経営企業の経営期限の審査・批准の実施を一時的に停止し、届出管理へ改訂	広東・天津・福建自由貿易試験区、上海自由貿易試験区拡張区域
15	『中華人民共和国中外合弁経営企業法実施条例』第90 条第2 項 前項第(2)、(4)、(5)、(6)の状況が発生した場合、董事会は解散申請書を提出し、審査・批准機構に報告して批准される。第(3)の状況が発生した場合、契約を履行する一方が申請を提出し、審査・批准機構に報告して批准される。	ネガティブリスト以外の領域において、中外合弁経営企業の解散の審査・批准の実施を一時的に停止し、届出管理へ改訂	広東・天津・福建自由貿易試験区、上海自由貿易試験区拡張区域
16	1.『中華人民共和国中外合作経営企業法実施細則』 第6条 合作企業の設立は、対外貿易経済合作部もしくは国務院が授権する部門および地方人民政府が審査・批准する。合作企業の設立が以下の状況に属する場合、国務院が授権する部門もしくは地方人民政府が審査・批准する。(1)投資総額が国務院の規定により国務院が授権した部門もしくは地方人民政府が審査・批准する投資限度額以内にある場合、(2)自己資金で、かつ国家の建設、生産バランス条件が必要ない場合、(3)製品輸出が国家関連主管部門が発行する輸出割当額、許可証の受領を必要としない、または受領を必要とするが、プロジェクト提案書の送付の前に国家関連主管部門の同意を得ている場合、(4)法律、行政法規が国務院の授権する部門もしくは地方人民政府が審査・批准することを規定しているその他の状況。 2.『外商投資方向指導規定』 第12 条第1 項の関連規定 外商投資企業の契約、定款は、対外経済貿易部門が審査・批准、届出をする。このうち、制限類の限度額以下の外商投資プロジェクトは、省、自治区、直轄市および計画単列市における人民政府の相応する主管部門が審査・批准し、同時に上級主管部門および業界主管部門に報告して届出し、この類のプロジェクトの審査・批准権を委譲してはならない。サービス貿易の領域で徐々に開放する外商投資プロジェクトに属する場合、国家の関連規定に基づき審査・批准する。3.『国務院による外資利用業務をより一層遂行することに関する若干の意見』(国発[2010] 9 号)第4部分第16 項の関連規定サービス業の領域における外商投資企業の設立(金融、電信サービスを除く)は、地方政府が関連規定に基づき審査・批准を行う。	ネガティブリスト以外の領域において、中外合作経営企業設立の審査・批准の実施を一時的に停止し、届出管理へ改訂	広東・天津・福建自由貿易試験区、上海自由貿易試験区拡張区域
17	『中華人民共和国中外合作経営企業法実施細則』第11条 合作企業の協議、契約、定款は、審査・批准機関が批准証書を	ネガティブリスト以外の領域において、中外合作経営企	広東・天津・福建自由貿易試

	発行した日から発効する。合作期限内に、合作企業の協議、契約、定款に重大な変更がある場合、審査・批准機関の批准を経なければならない。	業の協議、契約、定款の重大な変更についての審査・批准の実施を一時的に停止し、届出管理へ改訂	験区、上海自由貿易試験区拡張区域
18	『中華人民共和国中外合作経営企業法実施細則』第16 条第2項 合作企業の登録資本金は、合作期間内に減少させてはならない。ただし、投資総額および生産経営規模等の変化により、確かに減少が必要な場合、審査・批准機関の批准を経なければならない。	ネガティブリスト以外の領域において、中外合作経営企業における登録資本金の減少の審査・批准の実施を一時的に停止し、届出管理へ改訂	広東・天津・福建自由貿易試験区、上海自由貿易試験区拡張区域
19	『中華人民共和国中外合作経営企業法実施細則』第23条第1項 各合作当事者が相互間で、または合作当事者の一方がその他の合作当事者以外の他人に、それに属する合作企業契約の全部もしくは一部の権利を譲渡する場合、合作当事者の書面による同意を経て、合わせて審査・批准機関に報告して批准されなければならない。	ネガティブリスト以外の領域において、中外合作経営企業のその合作企業契約における権利譲渡の審査・批准の実施を一時的に停止し、届出管理へ改訂	広東・天津・福建自由貿易試験区、上海自由貿易試験区拡張区域
20	『中華人民共和国中外合作経営企業法実施細則』第35条第2項 合作企業は、董事会もしくは連合管理委員会が決議、締結した委託経営管理契約を、被委託人の信用証明等の文書とともに、合わせて審査・批准機関に報告し批准されなければならない。審査・批准機関は、関連文書を受け取ってから30日以内に、批准または批准しないことを決定しなければならない。	ネガティブリスト以外の領域において、中外合作経営企業の委託経営管理契約における審査・批准の実施を一時的に停止し、届出管理へ改訂	広東・天津・福建自由貿易試験区、上海自由貿易試験区拡張区域
21	『中華人民共和国中外合作経営企業法実施細則』第45 条第1項 外国側合作当事者は、本実施細則第44 条第2 項および第3項の規定に基づき投資の先行回収の申請を提出する場合、投資の先行回収の総額、期限および方式を具体的に説明し、財政・税務機関の審査・同意を経た後、審査・批准機関に報告して批准されなければならない。	ネガティブリスト以外の領域において、外国側合作当事者の投資の先行回収における審査・批准の実施を一時的に停止し、届出管理へ改訂	広東・天津・福建自由貿易試験区、上海自由貿易試験区拡張区域
22	『中華人民共和国中外合作経営企業法実施細則』第47条第2項 合作企業の期限が満了し、各合作当事者が協議・同意して合作期限の延長を要求する場合、期限満了の180 日前に審査・批准機関に申請を提出し、もとの合作企業の契約執行状況、合作期限延長の理由を説明し、同時に各合作当事者の延長した期限内の各当事者の権利、義務等の事項について一致した協議を送付しなければならない。審査・批准機関は、申請を受け取ってから30 日以内に、批准または批准しないことを決定しなければならない。 第47条第4項 合作企業の契約が外国側合作当事者の投資の先行回収を約定し、かつ投資がすでに回収を完了した場合、合作企業の期限満了後に延長しない。ただし、外国側合作当事者が投資を増加する場合、各合作当事者の協議・同意を経て、本条第2 項の規定に基づき審査・批准機関に合作期限の延長を申請することができる。	ネガティブリスト以外の領域において、中外合作経営企業の合作期限延長の審査・批准の実施を一時的に停止し、届出管理へ改訂	広東・天津・福建自由貿易試験区、上海自由貿易試験区拡張区域
23	『中華人民共和国中外合作経営企業法実施細則』第48条第2項 前項第2 号、第4 号に列挙した状況が発生した場合、合作企業の董事会もしくは連合管理委員会は決定を下し、審査・批准機関に報告して批准されなければならない。前項第3 号に列挙した状況において、合作企業の契約、定款が規定した義務を履行しない中外合作当事者の一方もしくは複数方は、契約を履行した他方がこれにより蒙った損失に対して賠償責任を引き受けなければならない。契約を履行した一方もしくは複数方は、審査・批准機関に申請を提出し、合作企業を解散させる権限を有する。	ネガティブリスト以外の領域において、中外合作経営企業の解散の審査・批准の実施を一時的に停止し、届出管理へ改訂	広東・天津・福建自由貿易試験区、上海自由貿易試験区拡張区域
24	『中華人民共和国台湾同胞投資保護法実施細則』第10 条 台湾同胞投資企業の設立は、対外貿易経済合作部もしくは国務	ネガティブリスト以外の領域において、台湾同胞投資企	広東・天津・福建自由貿易試

25	院が授権する部門および地方人民政府に申請を提出しなければならず、申請を受け取った審査・批准機関はすべての申請文書を受け取った日から45 日以内に批准または批准しないことを決定しなければならない。台湾同胞投資企業の設立申請は批准を経た後、申請者は批准証書を受け取った日から30 日以内に、法に基づき企業登記機関に登記・登録を行い、営業許可証を受領しなければならない。	業の設立の審査・批准の実施を一時的に停止し、届出管理へ改訂	験区、上海自由貿易試験区拡張区域
25	『外商投資産業指導目録（2015 年改定）』外商投資制限産業目録1.農作物の新品種の選択育成および種子の生産（中国側持分支配）	農作物（穀物、綿花、植物油の原料作物を除く）の新品種の選択育成（遺伝子組換えを除く）および種子の生産（遺伝子組換えを除く）に従事する両岸合資企業に対し、大陸側による持分支配要求の実施を一時的に停止。ただし台湾商人の独資は不可	福建自由貿易試験区
26	『外商投資産業指導目録（2015 年改定）』 外商投資奨励産業目録 11.石油、天然ガス（オイルシェール、オイルサンド、シェールガス、炭層ガス等の非通常型オイル・ガスを含む）の探査、開発および坑内ガスの利用（合弁、合作に限る）	関連内容の実施を一時的に停止し、外商が独資の形式で坑内ガスの利用に従事することを許可	上海・広東・天津・福建自由貿易試験区
27	『外商投資産業指導目録（2015 年改定）』 外商投資奨励産業目録206. 自動車電子装置の製造と研究開発：エンジンおよびシャーシの電子制御システムおよび重要部品、車載電子技術（自動車情報システムおよびナビゲーションシステム）、自動車電子バス型ネットワーク技術（合弁に限る）、電子制御システムのインプット（センサーおよびサンプリングシステム）・アウトプット（アクチュエーター）部品、電動パワーステアリングシステム電子制御機器（合弁に限る）、埋込式電子集積システム、電子制御式エアスプリング、電子制御式サスペンションシステム、電子バルブシステム装置、電子ダッシュボード、ABS／TCS／ESP システム、ブレーキバイワイヤシステム（BBW）、トランスミッションコントロールユニット（TCU）、タイヤプレッシャーモニタリングシステム（TPMS）、車載式故障診断装置（OBD）、エンジン盗難防止システム、自動衝突防止システム、自動車・オートバイ型の試験および整備用検査システム	関連内容の実施を一時的に停止し、外商が独資の形式で自動車電子バス型ネットワーク技術、電動パワーステアリングシステム電子制御機器の製造と研究開発に従事することを許可	上海・広東・天津・福建自由貿易試験区
28	『外商投資産業指導目録（2015 年改定）』 外商投資奨励産業目録207. 新エネルギー自動車の重要部品の製造：エネルギー型動力電池（エネルギー密度≧110Wh/kg、循環寿命≧2000 回、外資比率は50％を超えない）、電池陽極材料（比容量≧150mAh/g、循環寿命2000回は最初の放電容量の80％を下回らない）、電池隔膜（厚さ15～40μm。孔隙率40～60％）、電池管理システム、電機管理システム、電気自動車電子制御集積回路、電気自動車駆動電機（ピーク出力密度≧2.5kW/kg、高効率区：65％作業区効率≧80％）、自動車用DC/DC（インプット電圧100V～400V）、ハイパワー電子デバイス（IGBT、電圧レベル≧600V、電流≧300A）、プラグ式ハイブリッド機械電気カップリング駆動システム	関連内容の実施を一時的に停止し、外商が独資の形式でエネルギー型動力電池（エネルギー密度≧110Wh/kg、循環寿命≧2000 回）を製造することを許可	上海・広東・天津・福建自由貿易試験区
29	『外商投資産業指導目録（2015 年改定）』外商投資奨励産業目録209. 軌道交通運輸設備（合弁、合作に限る）	関連内容の実施を一時的に停止し、外商が独資の形式で高速鉄道、鉄道旅客運輸専用線、都市間鉄道に付属する乗客サービス施設およ	上海・広東・天津・福建自由貿易試験区

		び設備の研究開発・設計と製造、高速鉄道・鉄道旅客運輸専用線・都市間鉄道と関連する軌道および橋梁設備の研究開発・設計と製造、電化鉄道設備および器材の製造、鉄道旅客車両汚物排出設備の製造に従事することを許可	
30	『外商投資産業指導目録（2015 年改定）』外商投資奨励産業目録341.総合水利ターミナルの建設、経営（中国側の持分支配）	関連内容の実施を一時的に停止し、外商が独資の形式で総合水利ターミナルの建設、経営に従事することを許可	上海・広東・天津・福建自由貿易試験区
31	『外商投資産業指導目録（2015 年改定）』外商投資制限産業目録6.大豆油・菜種油・落花生油・綿実油・アブラツバキ種子油・ヒマワリ種子油・パーム油等の食用油脂の加工（中国側持分支配）、米・小麦粉・原料糖の加工、とうもろこしの高度加工	関連内容の実施を一時的に停止し、外商が独資の形式で大豆油・菜種油・落花生油・綿実油・アブラツバキ種子油・ヒマワリ種子油・パーム油等の食用油脂の加工に従事することを許可し、外商に対して米・小麦粉・原料糖の加工、とうもろこしの高度加工に従事することの制限を一時的に停止	上海・広東・天津・福建自由貿易試験区
32	『外商投資産業指導目録（2015 年改定）』外商投資制限産業目録7.バイオ液体燃料（燃料アルコール、バイオディーゼル）の生産（中国側持分支配）	関連内容の実施を一時的に停止し、外商が独資の形式でバイオ液体燃料（燃料アルコール、バイオディーゼル）の生産に従事することを許可	上海・広東・天津・福建自由貿易試験区
33	『外商投資産業指導目録（2015 年改定）』外商投資制限産業目録21. 穀物の買付、穀物・棉花の卸売、大型農産品卸売市場の建設、運営	外商が穀物の買付、穀物・棉花の卸売、大型農産品卸売市場の建設、運営に従事することに対する制限を一時的に停止	上海・広東・天津・福建自由貿易試験区
34	1.『営業性演出管理条例』第10条第1項、第2項 外国投資家は、中国投資家と法に基づき中外合弁経営、中外合作経営の公演マネジメント機構、公演場所経営単位を設立することができる。中外合弁経営、中外合作経営、外資経営の文芸公演団体を設立してはならず、外資経営の公演マネジメント機構、公演場所経営単位を設立してはならない。中外合弁経営の公演マネジメント機構、公演場所経営単位の設立について、中国側合弁者の投資比率は51％を下回ってはならない。中外合作経営の公演マネジメント機構、公演場所経営単位の設立は、中国側合作者が経営主導権を擁していなければならない。 第11条第2項　台湾地区の投資家は内地で合弁、合作経営の公演マネジメント機構、公演場所経営単位を投資設立することができるが、ただし、内地側合弁者の投資比率は51％を下回ってはならず、内地側合作者は経営主導権を擁していなければならない。合弁、合作、独資経営の文芸公演団体および独資経営の公演マネジメント機構、公演場所経営単位は設立してはならない。 2.『外商投資産業指導目録（2015 年改定）』外商投資制限産業目録38. 公演マネジメント機構（中国側持分支配）	関連内容の実施を一時的に停止し、外国投資家、台湾地区の投資家が独資の公演マネジメント機構を設立し、当該省市のためにサービスを提供することを許可	広東・天津・福建自由貿易試験区、上海自由貿易試験区拡張区域

35	1.『中華人民共和国国際海運条例』第28 条 国務院交通主管部門の批准を経て、外商は関連法律、行政法規および国家のその他の関連規定に基づき、中外合弁経営企業もしくは中外合作経営企業を投資・設立し、国際船舶運輸、国際船舶代理、国際船舶管理、国際海運貨物の積卸、国際海運貨物の保管、国際海運コンテナステーションおよびヤード業務を経営することができ、合わせて外資企業を投資・設立して国際海運貨物の保管業務を経営することができる。国際船舶運輸、国際船舶代理業務を経営する中外合弁経営企業について、企業における外商の出資比率は49％を超えてはならない。国際船舶運輸、国際船舶代理業務を経営する中外合作経営企業について、企業における外商の投資比率は前項の規定を参照適用する。中外合弁国際船舶運輸企業および中外合作国際船舶運輸企業の董事会主席および総経理は、中外合弁、合作当事者の双方が協議した後、中国側が指定する。 2.『外商投資産業指導目録（2015 年改定）』外商投資制限産業目録22.船舶代理（中国側持分支配）、外国船貨物検数（合弁、合作に限る）	関連内容の実施を一時的に停止し、外商独資の国際船舶管理、国際海運貨物の積卸、国際海運コンテナステーションおよびヤード企業を設立することを許可し、外商が合弁、合作の形式で公共国際船舶代理業務に従事することを許可し、外国側持分比率は51％まで緩和する。国務院交通運輸主管部門が関連管理弁法を制定	広東・天津・福建自由貿易試験区、上海自由貿易試験区拡張区域
36	1.『中華人民共和国国際海運条例』第28条： 国務院交通主管部門の批准を経て、外商は関連法律、行政法規および国家のその他の関連規定に基づき、中外合弁経営企業もしくは中外合作経営企業を投資・設立し、国際船舶運輸、国際船舶代理、国際船舶管理、国際海運貨物の積卸、国際海運貨物の保管、国際海運コンテナステーションおよびヤード業務を経営することができ、合わせて外資企業を投資・設立して国際海運貨物の保管業務を経営することができる。国際船舶運輸、国際船舶代理業務を経営する中外合弁経営企業について、企業における外商の出資比率は49％を超えてはならない。国際船舶運輸、国際船舶代理業務を経営する中外合作経営企業について、企業における外商の投資比率は前項の規定を参照適用する。中外合弁国際船舶運輸企業および中外合作国際船舶運輸企業の董事会主席および総経理は、中外合弁、合作当事者の双方が協議した後、中国側が指定する。 2.『外商投資産業指導目録（2015 年改定）』 外商投資奨励産業目録310. 定期、不定期の国際海上運輸業務（合弁、合作に限る）	関連内容の実施を一時的に停止し、外商独資の国際船舶運輸企業を設立し、国際海上船舶運輸業務に従事することを許可する。国務院交通運輸主管部門が関連管理弁法を制定	上海自由貿易試験区
37	1.『中華人民共和国国際海運条例』第28条： 国務院交通主管部門の批准を経て、外商は関連法律、行政法規および国家のその他の関連規定に基づき、中外合弁経営企業もしくは中外合作経営企業を投資・設立し、国際船舶運輸、国際船舶代理、国際船舶管理、国際海運貨物の積卸、国際海運貨物の保管、国際海運コンテナステーションおよびヤード業務を経営することができ、合わせて外資企業を投資・設立して国際海運貨物の保管業務を経営することができる。国際船舶運輸、国際船舶代理業務を経営する中外合弁経営企業について、企業における外商の出資比率は49％を超えてはならない。国際船舶運輸、国際船舶代理業務を経営する中外合作経営企業について、企業における外商の投資比率は前項の規定を参照適用する。中外合弁国際船舶運輸企業および中外合作国際船舶運輸企業の董事会主席および総経理は、中外合弁、合作当事者の双方が協議した後、中国側が指定する。 2.『外商投資産業指導目録（2015 年改定）』外商投資奨励産業目録310. 定期、不定期の国際海上運輸業務（合弁、合作に限る）	関連内容の実施を一時的に停止し、中外合弁、中外合作の国際船舶運輸企業の外商出資比率、投資比率の制限を緩和する。国務院交通運輸主管部門が関連管理弁法を制定	広東・天津・福建自由貿易試験区

38	1.『中華人民共和国船舶登記条例』第2条第1項 以下の船舶は本条例の規定に基づき登記を行わなければならない。(1)中華人民共和国国内に住所もしくは主要営業所を有する中国公民の船舶。(2)中華人民共和国の法律に基づき設立された主要営業場所が中華人民共和国国内の企業法人の船舶。ただし、当該法人の登録資本金に外商出資がある場合、中国側投資家の出資額は50%を下回ってはならない。(3)中華人民共和国政府の公務船舶および事業法人の船舶。(4)中華人民共和国の港務監督機構が登記すべきと認識するその他の船舶。 2.『中華人民共和国船舶および海上施設検査条例』第13条 以下の中国籍船舶は、中国船級社に入級検査を申請しなければならない。(1)国際航行に従事する船舶、(2)海上航行の乗客定員が100 人以上の客船、(3)積載重量が1000 トン以上の油船、(4)RO－RO 船、液化ガス運輸船およびバルクケミカル運輸船、(5)船舶所有者もしくは経営者が入級を要求するその他の船舶。	関連内容の実施を一時的に停止し、国際船舶登記制度の革新を加速させ、対等原則に基づき徐々に船級参入を開放する。国務院交通運輸主管部門が関連管理弁法を制定	上海・広東・天津・福建自由貿易試験区
39	『印刷業管理条例』第13条 国家は、中外合弁経営の印刷企業、中外合作経営の印刷企業の設立を許可し、包装装飾印刷品の印刷経営活動に従事する外資企業の設立を許可する。具体的な弁法は国務院の出版行政部門が国務院対外経済貿易の主管部門とともに制定する。	関連内容の実施を一時的に停止し、その他の印刷品を印刷する経営活動に従事する外資企業の設立を許可する。国務院新聞出版主管部門が関連管理弁法を制定	上海・広東・天津・福建自由貿易試験区
40	『外商投資民間用航空業規定』第4 条第1 項外商投資方式は以下を含む。(1)合弁、合作経営(以下「合同経営」という)、(2)民間航空企業の持分購入で、民間航空企業が国外で発行した株式および国内で発行した上場外資株を含む、(3)批准を経たその他の投資方式。	関連内容の実施を一時的に停止し、外商が独資の形式で航空運輸販売代理企業を投資・設立することを許可する。国務院民間航空主管部門が関連管理弁法を制定	広東・天津・福建自由貿易試験区、上海自由貿易試験区拡張区域
41	『外商投資民間用航空業規定』第4条第1項 外商投資方式は以下を含む。(1)合弁、合作経営(以下「合同経営」という)、(2)民間航空企業の持分購入で、民間航空企業が国外で発行した株式および国内で発行した上場外資株を含む、(3)批准を経たその他の投資方式。 第6条第4項 外商投資の航空機整備(国際整備市場業務を請け負う義務を有する)および航空燃料プロジェクトは、中国側当事者が持分支配する。貨物運輸・倉庫貯蔵、地上サービス、航空食品、駐車場等のプロジェクトの、外国側出資比率は中外当事者双方が協議で決定する。	関連内容の実施を一時的に停止し、外商が独資の形式で航空貨物運輸・倉庫貯蔵、地上サービス、航空食品、駐車場のプロジェクトに投資・設立することを許可する、外商投資の汎用航空機整備は中国側持分支配という制限を緩和する、外商投資の航空機整備が国際整備市場業務を請け負う義務の要求を取消す。国務院民間航空主管部門が関連管理弁法を制定	上海・広東・天津・福建自由貿易試験区
42	『中華人民共和国認証認可条例』第11条第1項 外商投資企業が認証機構の資質を取得する場合、本条例第10条が規定する条件に合致していなければならないほか、以下の条件にも合致していなければならない。(1)外国側投資家がその所在国家もしくは地域の認可機構の認可を取得していること、(2)外国側投資家が3 年以上の認証活動従事の業務経歴を有していること。	外商投資企業の認証機構資質の特殊要求の実施を一時的に停止する。国務院質量監督検査検疫主管部門が関連管理弁法を制定	広東・天津・福建自由貿易試験区、上海自由貿易試験区拡張区域
43	『娯楽場所管理条例』第6条 外国投資家は、中国投資家と法に基づき中外合弁経営、中外合作経営の娯楽場所を設立することができ、外商独資経営の娯楽場所は設立してはならない。	関連内容の実施を一時的に停止し、外商独資経営の娯楽場所の設立を許可する(自由貿易試験区内のサービス提供のみ)、国務院文化主管部門が関連管理弁法を	広東・天津・福建自由貿易試験区、上海自由貿易試験区拡張区域

		制定	
44	『中華人民共和国中外合作学校運営条例』第60条 工商行政管理部門で登記・登録する経営性の中外合作で開設する研修機構の管理弁法は、国務院が別途規定する。	関連内容の実施を一時的に停止する。国務院教育主管部門が関連部門とともに関連管理弁法を制定	広東・天津・福建自由貿易試験区、上海自由貿易試験区拡張区域
45	『旅行社条例』第23条 外商投資旅行社は中国内地居住者の出国旅行業務および香港特別行政区、マカオ特別行政区および台湾地区の旅行業務を経営してはならず、ただし、国務院が決定したもしくは我が国が締結した自由貿易協定および内地と香港、マカオのさらなる緊密な経済貿易関係を構築する手配に関して別途規定がある場合を除く。	関連内容の実施を一時的に停止し、自由貿易試験区において登録し条件に合致した外商投資旅行社が中国内地居住者の出国旅行業務（台湾地区を除く）を経営することを許可する。国務院旅行主管部門が関連管理弁法を制定	上海・広東・天津・福建自由貿易試験区
46	1.『自動車産業発展政策』第48条 自動車の完成車、専用自動車、農業用運輸車およびオートバイの中外合弁生産企業の中国側持分比率は50%を下回ってはならない。株式上場の自動車完成車、専用自動車、農業用運輸車およびオートバイの株式会社が法人の株式を対外売却するとき、中国側法人の1 社が必ず相対持分支配し、かつ外資法人持株の合計を上回っていなければならない。同一の外商は国内で2 社以下（2 社を含む）の同類（乗用車類、商用車類、オートバイ類）の完成車製品を生産する合弁企業を設立することができ、中国側合弁パートナーと共同して国内のその他の自動車生産企業を合併する場合は2 社の制限を受けなくてもよい。国外で法人資格を有する企業が別の企業を相対支配している場合、同一外商とみなす。 2.『外商投資産業指導目録（2015 年改定）』外商投資制限産業目録11.自動車の完成車、専用自動車およびオートバイの製造：中国側持分比率は50%を下回らず、同一の外商は国内で2 社以下（2 社を含む）の同類（乗用車類、商用車類、オートバイ類）の完成車製品を生産する合弁企業を設立することができ、中国側合弁パートナーと共同して国内のその他の自動車生産企業を合併する場合は2 社の制限を受けなくてもよい。	関連内容の実施を一時的に停止し、外商が独資の形式でオートバイの生産に従事することを許可する。国務院工業情報化主管部門が関連部門とともに関連管理弁法を改定	上海・広東・天津・福建自由貿易試験区
47	『鉄鋼産業発展政策』第23条第4項 国外の鉄鋼企業が中国鉄鋼工業に投資する場合、鉄鋼の自社の知的財産権技術を有していなければならず、その前年の普通鋼の生産量が1000 万トン以上もしくは特殊鋼の生産量が100 万トン以上に達しなければならない。中国鉄鋼工業に投資する国外非鉄鋼企業は、強大な資金力および比較的高い公信力を有し、銀行、会計士事務所が発行した出資金払込検査および企業業績証明を提供しなければならない。国外企業が国内鉄鋼業界に投資する場合、国内現有の鉄鋼企業の改造および移転の実施を結合しなければならず、新たに拠点を設置しない。外商が我が国の鉄鋼業界に投資する場合、原則上、外商側の持分支配を許可しない。	外商が鉄鋼業界に投資する場合、原則上、外商側持分支配を許可しないという要求、および外商の資質要求を一時的に停止し、外商独資の鉄鋼生産企業の設立を許可する。国務院工業情報化主管部門が関連部門とともに関連管理弁法を改定	上海・広東・天津・福建自由貿易試験区
48	『塩業管理条例』第20条 塩の卸売業務は、各級の塩業会社が統一経営する。塩業会社を設置していない地方は、県級以上の人民政府が授権する単位が統一組織経営する。	関連内容の実施を一時的に停止し、外商が独資の形式で自由貿易試験区内において塩の卸売業務に従事することを許可	広東・天津・福建自由貿易試験区、上海自由貿易試験区拡張区域
49	『国務院弁公庁が転送する国土資源部等の部門による外商投資の非石油・ガス鉱物資源探査・採掘をさらに奨励する若干意見に関する通達』（国弁発[2000]70号）	商務主管部門が実施する外商のネガティブリスト以外の非石油・ガス鉱物資源領域	上海・広東・天津・福建自由貿易試験区

	1.非石油・ガス鉱物資源の探鉱権、採鉱権市場のさらなる開放（3）外商がリスク探査に投資・従事する場合、対外経済貿易部の批准を経て、工商行政管理機関で法に基づき登記・登録を行い、国土資源部に探鉱権を申請する。（6）外商が採鉱企業の設立を申請する場合、対外経済貿易部の批准を経て、工商行政管理機関で法に基づき登記・登録を行い、国土資源部に採鉱権を申請する。	において、リスク探査への従事および採鉱企業設立についての審査・批准を一時的に停止し、届出管理へ改訂	
50	『直販管理条例』第7条　直販会社となることを申請する場合、以下の条件を有さなければならない。（1）投資家は良好な商業的信用を有し、申請提出前に連続して5　年間重大な違法経営記録がない、外国投資家は3　年以上、中国国外において直販活動に従事した経験も有さなければならない（2）実際払込登録資本金は、8000　万人民元を下回らない、（3）本条例の規定に基づき指定銀行に十分な額の保証金を払い込んだ、（4）規定に基づき情報の報告・届出および開示制度を構築した。	外国投資家が3　年以上、中国国外において直販活動に従事した経験を有さなければならないという要求を一時的に停止し、国務院商務主管部門が関連管理弁法を制定	上海・広東・天津・福建自由貿易試験区
51	2.『外商投資産業指導目録（2015年改定）』外商投資制限産業目録23.ガソリンスタンド（同一の外国投資家が30　カ所を超える、複数サプライヤーの異なる種類およびブランドの製品オイルを販売するガソリンスタンドチェーンを設立する場合、中国側が持分支配）の建設、経営	関連内容の実施を一時的に停止し、外商が独資の形式でガソリンスタンドの建設、経営に従事することを許可する。国務院商務主管部門が関連管理弁法を制定	上海・広東・天津・福建自由貿易試験区

【日本語参考訳：三菱東京 UFJ 銀行（中国）　中国投資銀行部】

☞ 弊行が行った日本語参考訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様ご自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、弊行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる手続きの案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてはお取扱銀行までお問い合わせください。
☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京 UFJ 銀行（中国）有限公司 中国投資銀行部　中国ビジネスソリューション室